

起案用紙（委員会記録伺）

(1号)

議長	委員長	事務局長	局長補佐	係長	担当	合議	文書取扱主任
起案日	令和7年8月6日			処理区分	<input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘		
決裁日	令和7年8月7日			保 存	<input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃		
登録番号	7四議第238号			公 開		非公開理由	
分類番号	04-02-02			<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 時限非公開 ()		四万十市情報公開条例第9条に該当 ()	
簿冊番号	04 - 04						
委員会名	産業建設常任委員会			会議年月日	令和7年6月25日(水)		
				会議時間	11時00分～11時59分		
出席委員	委員長	山下幸子					
	副委員長	寺尾真吾					
	委員	宮崎努					
	委員	西尾祐佐					
	委員	大西友亮		欠席委員			
	委員	鳥谷恵生					
その他	委員外議員	上岡真一		委員外議員 前田和哉			
	委員外議員	松浦伸					
執行部出席者	観光商工課長	遠近由幸					
	観光商工課 観光係長	白木太樹					
事務局	事務局長	原 憲一					
	主 幹	森下涼子					
記 録							
令和7年6月定例会で付託された議案1件の審査のため、委員会を開催しました。							
その概要については以下のとおりです。							

■委員長挨拶により開会。

●まず、付託を受けた「第6号議案 四万十カヌーとキャンプの里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について審査を行った。

【説明：遠近観光商工課長】

昨年度末に、田村駒株式会社より、企業版ふるさと納税を活用しSUP(スタンドアップパドルボード)の1人乗り用を市に10艇寄付していただく話があり、西土佐のカヌー館と四万十楽舎、田出ノ川のかわらっこに打診をした結果、カヌー館と四万十楽舎では利用希望がなかったことから、今回は10艇全てをかわらっこに置き、利用していきたいと考えており、夏の観光シーズンに間に合うように、今回利用料金表に1人乗り用の料金を追記するもの。

【質疑：鳥谷委員】

この企業からの寄附の経緯は、なぜSUPになったのか。

【答弁：遠近観光商工課長】

この企業はもともと繊維会社で、資本金約12億円、年間の売上げが1,000億円程で、社員が645人の大きな会社である。その会社が繊維の技術を活用し、SUPを売り出す事業に転換していったがあまり周知ができていなかったため、PRできる場所を探し中、本市が目にとまったもの。

【質疑：宮崎委員】

寄附については大変ありがたい話。例えば、宣伝広告として、名前を入れなくてもよいのか。

【答弁：遠近観光商工課長】

企業版ふるさと納税制度の中で、寄附をした企業への利益の供与は禁止されているが、広報で寄附をいただきました等のPRはすることができるようになっている。

【質疑：宮崎委員】

PRができることで、他の企業も何かしようかというところが出たら面白いと思ったが。

【答弁：遠近観光商工課長】

企業版ふるさと納税制度の中で、できる限り、違反のない範囲でタイアップ等はやっていきたいと思う。

【質疑：宮崎委員】

この料金は安いのか、高いのか。

【答弁：遠近観光商工課長】

この金額は上限になっている。近隣施設の料金を参考にして設定し、カヌーと比べるとSUPは耐用年数が短いため、カヌーよりは高めの料金設定にしている。

【質疑：宮崎委員】

これは体験型でインストラクターが付くものではなくて、自由に遊んでくださいというものか。

【答弁：遠近観光商工課長】

通常の貸し出しの場合は監視員がいる。オプションで川下りのメニューがあり、そこに追加料金でスタッフが付いて一緒に川を下っていくというものもある。

【質疑：西尾委員】

企業版ふるさと納税において、受領する側から欲しいものを上げているのか。

【答弁：遠近観光商工課長】

企業版ふるさと納税の制度については一定の定めがある。本市では、地方版総合戦略に載っている事業について、地域再生計画を作っている。地方創生に資する事業であれば寄附は可能ということになっており、その事業にないことは、また新しい地域再生計画を策定しないと寄附をいただくことができないことになっている。今回は、観光の部分の総合戦略もあるため、それは可能であり、我々も欲しかったことになる。元々は自治体の方からこういう事業をするので寄附をください、というような流れが多かったが、ここ2、3年は企業側からの打診のほうが多くなっているように思う。

【質疑：大西委員】

1つのグループ(複数人)で、1人乗りのSUPをこの金額で借りることは可能か。

【答弁：遠近観光商工課長】

運用的には可能と思うが、2人で乗るなどの危険な行為はやめていただきたい。

【質疑：寺尾副委員長】

カヌー館と四万十学舎とで、何か利用に関する協議はあったか。

【答弁：遠近観光商工課長】

寄附についてはあくまでも市にされるものであり、カヌー館・四万十学舎にも声をかけたが、今回は必要ないということで、かわらっこに全て納入した。

※他に質疑なく終了。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、所管事項に係る報告として「四万十いやしの里植栽樹木被害について」観光商工課から報告を受けた。

【説明：遠近観光商工課長】

四万十いやしの里及び四万十の宿敷地内において、植栽樹木の一部が枯れはじめたことを受け、枯れた樹木を確認したところ、根元への穴あけ被害が発見されたもので、被害額は43万5,000円。経過としては、4月11日に指定管理者から被害の連絡を受け、現地にて被害状況を把握後、17日に中村警察署とともに現地確認を実施。類似被害の確認を行うため、土佐西南大規模公園を管理する高知県土木事務所と、市内の公園を管理する公園管理公社に問い合わせを行ったが、類似被害はなかった。4月25日に造園業者へ被害額の見積を依頼し、6月9日に市管理分の9本分について被害届を提出した。監視カメラには1カ月分のデータが保存されていたが、異常はなかった。

【質疑：鳥谷委員】

監視カメラの増設予定はあるか。

【答弁：遠近観光商工課長】

現時点ではその予定はない。被害樹木に犯行抑止テープを巻いて規制をしており、現在、被害が増えていない状態である。木は枯れると倒木の恐れがあるため、そういったものは切る方向で指定管理者とは話をしている。

【意見：鳥谷委員】

旧中医学研究所では機材を盗まれている。セキュリティ的にかなり甘く見られているのではないかと。市としては、色々な可能性も含めて、監視カメラを増やす等の対応をした方がよいと思うが。

【答弁：遠近観光商工課長】

そういうことも考えていこうとは思いますが、スタッフが常駐している施設なので、今のところは監視の目を強化していくことで対応させていただきたい。

※他に質疑なく終了。

●次に、その他の案件に移り、まず管内視察について協議を行った。

－小休－

－正会－

管内視察については、7月14日に、西土佐藤の瀬バラ園や四万十陸上養殖場などを視察することと決した。

●続いて、管外視察及び次回の委員会の日程について協議を行った。

－小休－

－正会－

次回の産業建設常任委員会は、8月8日に開催することとした。管外視察については、能登方面を第1希望として、8月8日の産業建設常任委員会で詳細を協議していくこととなった。

－小休－

－正会－

■委員長報告の作成を正副委員長に一任し、委員会を終了した。